

『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』をご存じですか？

部落差別は、居住地や出身地を理由に差別され、
全ての国民に保障されている基本的人権が、
保障されていないという
重大な人権問題です。

熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」



平成28年(2016年)「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行後も、県内において部落差別事象が発生していることや、情報化の進展に伴い部落差別を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、熊本県では、令和2年(2020年)6月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しています。

熊 本 県

条例の主な内容

●部落差別の解消の推進に向けた基本理念（第2条）

全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念を明記し、部落差別の解消の推進に関する施策は、この理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを旨として行われなければならないと定めています。

●県の責務、具体的な施策（第3条～第5条）

県は、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有すると定め、部落差別に関する相談体制の充実や、部落差別の解消の推進に必要な教育・啓発を行うことなど、具体的な施策を定めています。

●県民及び事業者の責務（第7条）

県民及び事業者の皆さまにはこの条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めていただくとともに、県が実施する施策に協力していただく責務があることを定めています。また、以下のような行為をしてはならないと定めています。

- 同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
- 同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
- 結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
- その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながるおそれのある行為

●事業者による身元調査の規制等（第9条・第11条）

県内外の事業者が結婚及び就職に際して、個人やその親族の居住地が同和地区かどうかを自ら調査したり、調査を引き受けたりしてはならないと定めています。事業者の皆様がこのような行為を行った場合、知事は条例に基づいて、勧告等や事業者名の公表を行うこととなります。

県内の部落差別をめぐる現状

県内では、今もなお悪質な差別落書きや差別張り紙、土地購入に際しての市町村窓口への同和地区の有無についての問合せ、企業が市町村へ進出する交渉の中での部落差別発言など許されない行為が発生しています。さらに、SNS やインターネット上で差別情報が掲載されるといった問題も発生しています。

部落差別について正しく理解するとともに、
自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことが大切です。

部落差別のない社会の実現に向けて、
私たちみんなで取り組んでいきましょう。

【問合せ先】

熊本県環境生活部 県民生活局 人権同和政策課
TEL:096-333-2297 / FAX:096-383-1206

熊本県 人権センター

検索

